

※情報共有メールは、プラチナサポートの特典となっております。プラチナサポート加盟店以外への共有、流用等は禁止されております。

※配信当時の内容のため、現状の内容と異なる場合もございます。予めご了承ください。

プラチナサポート情報共有メール					
No.	706	配信日	2026/8/24	ジャンル	法令遵守
テーマ	特定商取引法・出張買取について				

今回は、消費者庁が定める「特定商取引法（特商法）」の基本と、特に実務に関わる訪問購入（出張買取）における遵守ルールについて共有します。

出張買取はトラブルが発生しやすいため、法律（特商法第 58 条の 4～）により非常に厳格な規制が設けられています。加盟店様およびブランド全体の信用を守り、健全な運営を行うために必ず全員で内容を徹底してください。

1. 背景：特定商取引法とは

特定商取引法とは、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。訪問販売や訪問購入（出張買取）など、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールやクーリング・オフ（無条件解除）等の保護規定を定めています。

訪問購入（出張買取）の定義

買取業者が店舗等以外の場所（消費者の自宅等）を訪問して、物品の購入を行う取引のことです。
※特商法に違反した場合、業務改善指示、業務停止命令、役員等の業務禁止命令などの行政処分や罰則の対象となる。

2. 実務ポイント：出張買取における主な行政規制

消費者庁のガイドラインに基づき、現場で絶対を守るべき必須ルールは以下の通りです。

1. 事業者の氏名等の明示（法第 58 条の 5）
勧誘に先立って、お客様に対し「事業者名」「査定・買取目的である旨」「買取しようとする物品の種類」を必ず
告げなければなりません。
2. 不招請勧誘の禁止（法第 58 条の 6 第 1 項）
売買契約の締結について要請をしていない者に対し、自宅等で勧誘したり、勧誘を受ける意思の有無を確認する
ことは禁止されています。（飛び込み営業や、査定依頼を超えた勧誘は違法となります）
3. 再勧誘の禁止等（法第 58 条の 6 第 2 項・第 3 項）
勧誘に先立ち相手方に勧誘を受ける意思があるか確認が必要です。また、相手方が契約締結の意思がない旨を示し
た場合は、そのまま勧誘を継続することや、その後改めて勧誘することが禁止されています。
4. 書面の交付（法第 58 条の 7・第 8 条）
契約の申込み・締結時には、物品の種類、購入価格、支払・引渡時期、クーリング・オフ事項、事業者情報等を記載
した書面を必ず交付しなければなりません。
5. 禁止行為（法第 58 条の 10）
 - 勧誘時や解約妨害のために事実と違うことを告げる行為（不実告知）の禁止
 - 故意に事実を告げない行為（事実不告知）の禁止
 - 相手を威迫して困惑させる行為の禁止

3. 現場アクション：クーリング・オフへの対応と徹底事項

出張買取は書面を受領した日から 8 日間のクーリング・オフが適用されます。以下 3 点を徹底してください。

1. 事前依頼のみ対応：依頼のない品物の追加打診は禁止。
2. 断られたら即撤退：氏名・目的の明示と、拒絶されたらその場で粘らず撤退。
3. 書面交付と 8 日間保管：法定書面を確実に交付し、品物は書面受領日から 8 日間、転売せず必ず手元で保管。